

大学機関別認証評価実施大綱（案）対照表

頁	新	旧	改定の理由
1	<p>I 評価の目的</p> <p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。</p> <p>① 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。</p> <p>② 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。</p> <p><u>③ 評価の実施プロセスを通じて、大学の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。</u></p> <p>④ 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。</p>	<p>I 評価の目的</p> <p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。</p> <p>① 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。</p> <p>② 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。</p> <p>③ 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。</p>	<p>平成28年3月31日付細目省令改正（第1条第2項第2号）に伴い、内部質保証に関することを重点評価項目として設定することによる追加。</p>

3	<p>IV 大学評価基準の内容</p> <p>(1) 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するために、10の基準で構成されています。</p> <p>(2) 10の基準は、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての大学を対象としています。</p> <p>(3) 基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。 なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。</p> <p><u>(4) 基準のうち内部質保証に関するものについては、「重点評価項目」として位置付けます。</u></p>	<p>IV 大学評価基準の内容</p> <p>(1) 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するために、10の基準で構成されています。</p> <p>(2) 10の基準は、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての大学を対象としています。</p> <p>(3) 基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。 なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。</p>	